

新たな取組について

令和 2 年 4 月 8 日

福 祉 保 健 部

1 医療体制確保に向けた体制強化

(1) 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置

- ・目的 感染症指定医療機関、協力医療機関における病床確保等
- ・体制 県感染症対策審議会委員、県医師会など計 11 名

(2) 宮崎県新型コロナウイルス対策調整本部事務局の設置（医療薬務課内）

- ・目的 患者の受入れの調整、医療スタッフや資機材の確保等
- ・体制 本部長：福祉保健部次長（保健・医療担当）
本部員：県参事兼中央保健所長、県立病院の医師、宮崎大学医学部附属病院の医師、県医師会の医師

(3) 協力医療機関における入院病床の確保

宮崎市内で 25 床を新たに確保し、今後、他圏域も含め、さらなる病床の確保を図る。

(4) 軽症者に係る宿泊療養の対応

宮崎市内の宿泊施設（40～50室程度）を確保し、4月下旬以降の軽症者の受け入れを想定し、職員体制やマニュアル等の準備を進めている。

宿泊施設のさらなる確保を図る。

2 高齢者施設に対するマスク配布

重症化リスクが高いとされている高齢者への感染拡大を防止するため、県が独自に使い捨てマスク 20 万枚を一括購入し、市町村の協力を得て高齢者施設へ配布する。

（4 / 10 以降順次）

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るサーベイランス・感染拡大防止策に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る外来診療体制に関すること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制に関すること（フェーズの移行に関することを含む。）
- (4) その他新型コロナウイルス感染症の対策を図るために必要な事項

2 前項に掲げる事項の実施・調整を図る組織として、協議会に本部長、本部員により構成する宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部を設置する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、宮崎県福祉保健部長が招集する。

2 協議会に会長を置き、委員のうちから、互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を主宰する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務局)

第5条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	氏名	所属等
宮崎県感染症対策審議会委員	崎 田 恭 平	宮崎県市長会（日南市長）
	木佐貫 辰 生	宮崎県町村会（三股町長）
	山 中 篤 志	県立宮崎病院医長
	岡 山 昭 彦	宮崎大学医学部教授
	高 村 一 志	宮崎県医師会常任理事
	江 川 千鶴子	宮崎県看護協会常務理事
	本 田 憲 一	宮崎県薬剤師会副会長
宮崎県医師会	濱 田 政 雄	宮崎県医師会副会長
	吉 田 建 世	宮崎県医師会常任理事
感染症指定医療機関代表	眞 柴 晃 一	県立宮崎病院副院長
宮崎大学病院医学部附属病院	鮫 島 浩	宮崎大学医学部附属病院長

新型コロナウイルス感染症の入院医療体制の整備について

令和2年4月6日
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会

図1

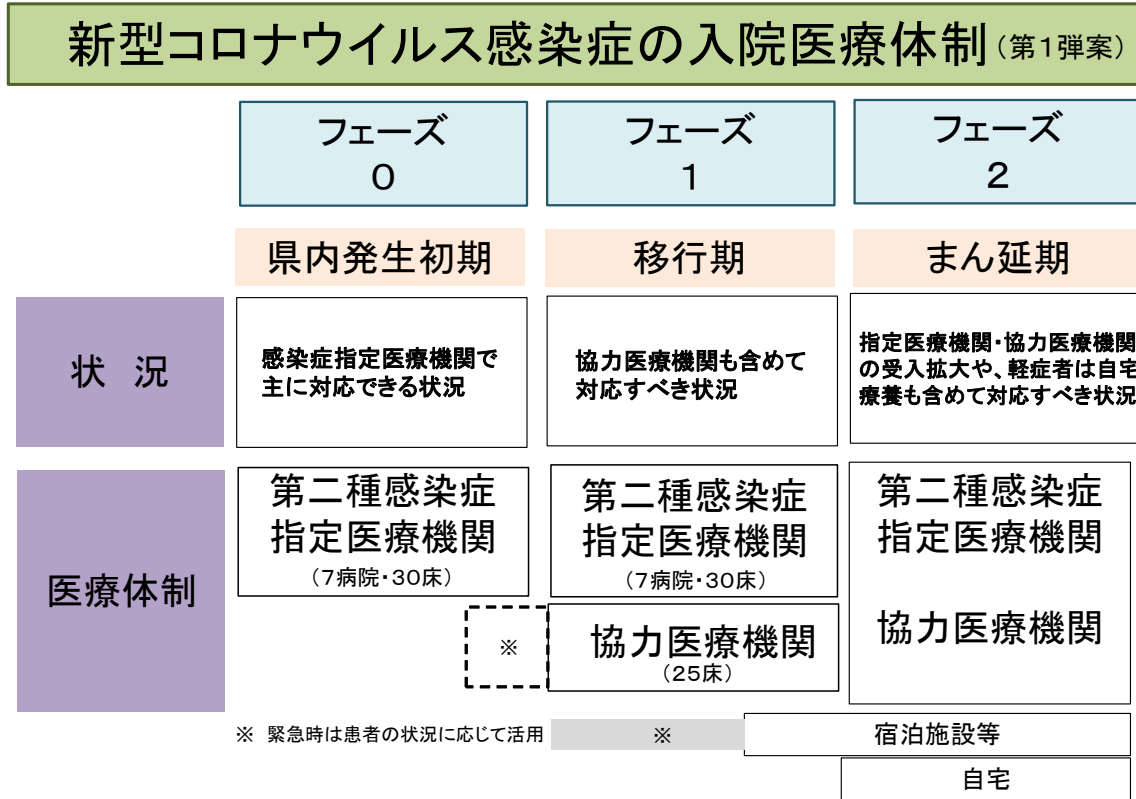
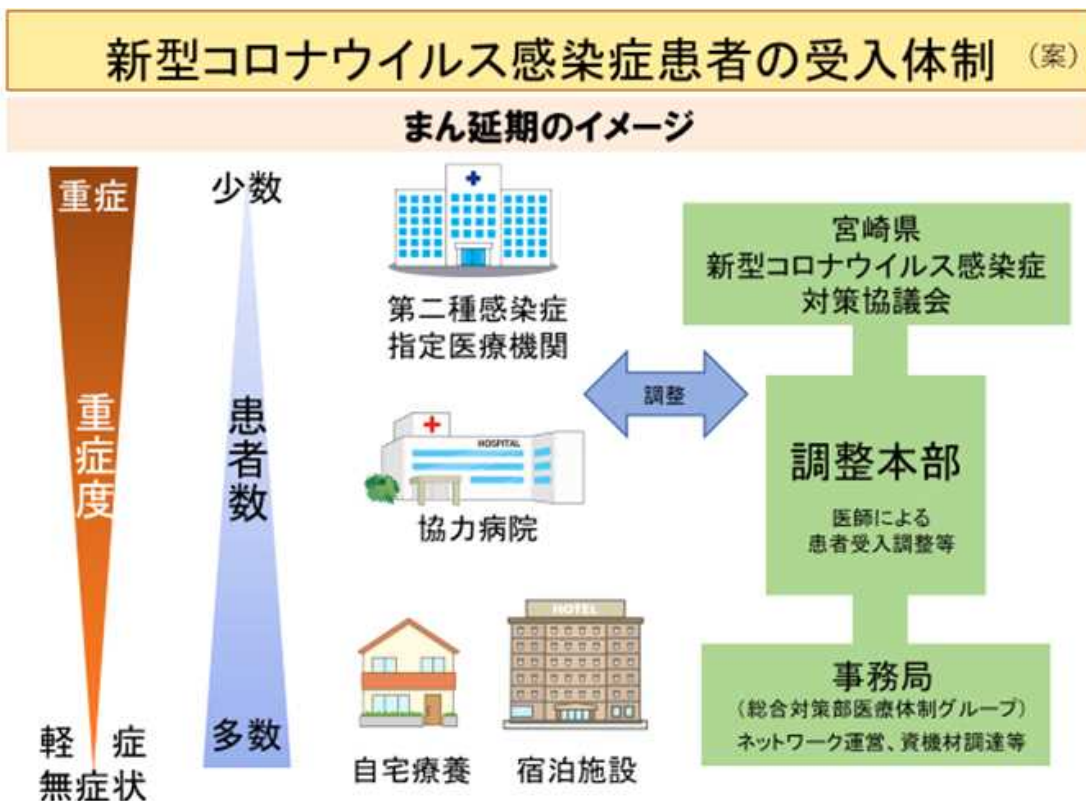


図2



○ 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部

(1) 概要

県新型コロナウイルス感染症対策調整本部（以下「県調整本部」という。）は、令和2年3月26日付け厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡において、県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門として設置することとされているもの。

4月6日に開催された宮崎県感染症対策審議会において、県調整本部の設置が承認された。

県調整本部では、患者の受入調整をはじめ、病床数や医療スタッフ、医療資器材の確保や医療機関等のネットワーク構築など、各種調整を行う。

(2) 構成員

構成員区分	役職名	氏名
本部長	宮崎県福祉保健部次長（保健・医療担当）	和田陽市
本部員	宮崎県中央保健所長	日高良雄
	県立宮崎病院副院長	眞柴晃一
	宮崎大学医学部附属病院長	鮫島浩
	宮崎県医師会常任理事	吉田建世
	統括DMAT（宮崎大学医学部教授）	落合秀信
事務局員	医療薬務課課長補佐をグループリーダーとし、庁内関係課職員で構成。 事務局員は、実務的な業務を担う。	